

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係18 沖縄返還交渉 機密漏洩事件（国会対策等）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): 檜崎弥之助, 青木正久, 栗山条約課長, 佐藤總理, マイヤー大使, 愛知外務大臣, 吉野・井川・スナイダー会談, 信託基金 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43730

扶正
問
扶正
答
◎

②

第 月 日 国会衆議院本会議質問者
八 未電十八七七三 未尾には、ローラン長官

日本政府の立場は理解できるが、米側の法的要件をみたしつつ、日本側の立場を考慮した表現を見ることは多い。しかし、と思うと述べて記載されることは、米側の法的要件と何が。

答 米側の法的要件云々については、右は米側の国内手続の問題となり、中の方の問題す

る。説明をされてもよくまた多分おこし説明を行なわなかつものと承知していきま

(注)一九六二年二月制定の米国の信託基金に関する法律に基づく吉野太郎証言(47年12月)

参衆問

外務省

參

問

頁

(1) 8日及11日於東京地裁(次のとスリ)
12月8日検察側訊問

検事：一、一九六二年二月に制定された信託基金
規則は日本側の提案を主張するところに
可能には、たゞ一二と云ふとありますね。

吉野：はい

二、信託基金との内容を検討せよ

したがとう法律

吉野：二つは私は当時日本に十万から十五、五十六万
円の信託がありますが、割合に近づく法律
がござります。ほんと内容を4つもつけさ
れながらのことで、要するに海外にあつて
米国の領事、何かの外国政府から金を
アメリカ市民のために受け取ったものを信託
基金として入れたりとかしておいた上、

<p>吉井 正確は記憶よりおせんアメリカ市民</p> <p>のためニ海外にエリヤナリカ領事、政府機関が外國政府から金を受けて信託いたるに趣旨ありました。されど一ノイチに甚だ正確と云ふ所申し上げ、</p> <p>外國政府にてはソースから、</p> <p>合衆国では他國の市民のたゞの信託も基金として合衆国國務長官が受領した</p>	<p>(2)</p> <p>12月11日弁護人側反対訊問</p> <p>との弁護人質問如し</p> <p>わたりましたか、便えど、二ついうよう</p> <p>て二つ書きあつて記憶してスリます。</p>
--	--

外務省

す(2)の金員はストラスブル(注: 国が省の意と
思われる。)に預託納入された事とすると
ハシの件で一項として、そのあとに、信託目的
にしたがつて、受託者が請求する所の支拂いを
の支拂い手続を定めましたわけです。

吉野: そなへりだと思ひます。

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

第71回国会
二月七日水 本会議
(衆院内委員会) 梅崎 修之助 (社)

問六(1) 沖縄返還に際し、三億二千下りの協定上
の支拂いは今に施設改良工事費(六、五〇下
り)、荷物空運費(二、〇〇下り)などを支拂う
との意約があるといわれていますが、どうか。

答、(1) 六、五〇下りに云々については、先日、大蔵大臣
から詳細に説明がありましたが、沖縄交渉の過程

予・梅崎(連)問六(1)

一

に於いて、復帰時及び復帰後の施設、区域の
整理、統合を進めるに當り必要な手続を代行する
該の半側の主導の見積り額として示されたもの
です。日本方面と約束とされたものは手
(二) 二万八千萬圓貿一、〇〇〇万円と日本側が支払方
と(うよ)ては(こ)は全くない。(二万八千萬圓の費用
は半側が負担するとしておどり、現に半側
④ 予備議定書(社)開六(1) 二頁

が日本側に支給される。これら費用は、米側に
代え日本政府が肩代りするとの性質のもの
ではある。

(三) アメリカ方面の軍事保護費
アメリカ軍事保護費一千万

第七十一回 本会議 (社) 樽崎弥之助 (外、内委員会)

二月七日水

(質問者)

樽崎弥之助

(外務省)

問六(2) 東側は、二の六、五〇〇万ドルの便益につて
は、日本側と之地位協定アリヘテ解釈
され、日本側がこれを保證する旨約し
とさへしているか、二の東はどうか。

答、二の東も、先日大蔵大臣から説明がみつた
とおり、地位協定に従つて日本側が負担する

予算(同)

六四

外務省

経費の内題につては、「よろしくお願いす
る。どうぞよろしく。」といふやうとあります
たといふことであるが、いずれにせよ、地位
協定の規定に従つて措置されるものである
ことはあ上けるまでもない。

(「リベラル」の意味について更に質問ある
場合)

リベラルな解釈とは、硬直的なものではない、

予算(同) 二月七日水

二頁

すなはち、地位協定に合致する限り、基地の整
理、統合に伴って必要となる代替施設の建設
費負担と前向きに検討すると、一応程度の
意味と存する。)

(アメリカ合衆国在日大使館)

外務省開六(2)二頁

14.

第71

國公木会議(賛同者)

樽崎弥之助(社)

二月七日水

④外内委員会

問六(3) 従来、政府は施設立成、新規化と追加

の提供は地位協定二十四条二項の下で行なう

が、なぜ維持・補修は半側負担とするなど立

場であるに等でない。今回の高橋の施設改築

は、実質的半側位協定の変更ではないか。

こうしたとするのも、沖縄交渉時の発言

の如きからも察せられる。

予 樽崎(四六三)一頁

答、地位協定二十四条二項は、「日本國は帰還の在
統期向ふ米側に負担をかけないで施設立成を
接続する」旨規定してあり、若用の場合の如く、
日韓施設が年数経過とともに提供目的を充
分に果しうる状態に至った際は、その政策改進
等を行ひ、これを改進を提供するは、地位協定
上日本側の責務とされざる。

従来、日本側によるニウラ、志村施設改築

(ア) 横崎(モモ)四六(3)

二

の事例はないが、これは、現在まで大規模な改
修、改築を不容易とする事態がさほど生ぜず、
必要不帰合も米側の建物管理の範囲内で
構造上問題ないが、ほんとうといふ。

なお、この問題について日本側に説明してあるのみである。

(アメリカ局松田安次郎課長)

○(愛知大臣は仏來電877号の中で、65ICについてリベラルな解釈をアシュアすると述べているが、この発言により日本政府はいかなる責任を持つことになるのか)

いま述べたとおりの責任しか生じない。

○(証人は1896年2月の法律の内容を知っているか。)

米国政府が外国政府から資金を受け取つて信託基金を作り、受託者のために國務長官か誰かの権限で支出できるというような内容のものだつたと思う。

○(米側は問題は実質ではなくアビアランスである」と述べ、その意味は証言によれば、米側は復元補償費を実質的に負担することに異論はないが、対議会の説明が行ないやすいよ

うな「形式」を整えてほしいということであるが、しかりとすれば、要するに米側は日本側に対しうそを書いてほしいという提案を行なつたのである。具体的には米側はかかるアビアランスとして、6月9日の仏あて往電第559号の不公表書簡の発出を要請したわけであるが、井川局長はこの米側提案を了承したと電報に書いてある(仏あて往電第559号)。日本側は米側がいうようなうそをつくことに同意したのか。)

井川局長が了承したというのは仏あて往電第559号の1(1)の米側提案に応じた、ということである。「うそ」をつくことを認めたということではない。

○(しかし、実質は米側が払うというのに、形

22

の上では日本側が払うといふようにするとい
うのは要するにうそではないか。)

第 559 号 1(1) の提案に同意したのであ
る。

22

○(別電案といふのはいかなるものか。320
の中に復元補償費 400 万ドルが含まれると
いうものではないか。)

記憶が必ずしも判然としないが、その内容

は、日本側は米側が対米支払 3 億 2 千万ドル
のうちの一部を信託基金にて復元補償支払
の財源にすることを了知する、知つていると
いうものであつたと思う。日本側が復元補償
を肩代りするということではない。

○(それなら、ちつとも悪いことではない。不
公表書簡とすることに強く固執することは不
要ではないか。)

しかし恰も、320 の中に々が入っている
というようにどちらかねないようなことは日
本側としてはしたくなかつた。

23

○(320の使途として復元補償費支払いを考えるということでも日本側はいやだつたのか。)

いやであつた。出来ることなら、320と

全く別の枠から復元補償を支払つて貰いたかつた。

○(要するに米側提案の書簡はうそを書いたものだということではないか。)不公表書簡案の文言は、日本側の意向、320支払の目的ということからは外れている。

○(局長はどれ位の決定権があるのか。)

交渉ごとの中でも重要なものは大臣の決裁

~~微~~をえなくてはならない。技術的輕微な事項で

あれば、局長が決定することもある。

○(井川局長は、米側がアピアランスを整えるために行なつた提案を了承しているが、この

井川下院証き

行電や559号

は自信が持てない（そのような言葉が実際に使われたかどうかは記憶していない）が全体の文脈から本電を読むべきであるとの立場に立つて応答を行なつた。

(回) 併せて往電第559号については弁護人

側から同電文に示されている米側提案(1)(b)、(4)につき詳細な質問が行なわれた。

(注)

米側提案は次のとおり。

(1) 日本側第4条第3項案は次のとおり追加する。

「provided, however, that the total contribution to be made under provisions of this paragraph shall not exceed U.S. dollars 4 million.」

(回) 前記 Trust Fund 設立のために、愛知大

臣よりマイヤー大使あてに「日本政府は

米政府による見舞金支払のための信託基

金設立のため4百万米ドルを米側に支払
うものである」旨の不公表書簡を発出す
る。

(iv) 第7条に関する米側説明振りに関し、
執ようにくいさがられる際には、to pay for
necessary expenses (including the
establishment of Trust Fund for the ex-gratia
payments to be made under Article 4)
の趣旨を追記して説明せざるを得ないこと
を了承願いたい。

弁護人側尋問は吉野大使証言（昨年12月
8日及び11日）に基づいて行なわれたが、
井川大使は、米側提案④について、右は米
国が自国内に対する口頭説明用として、アメ
リカが沖縄返還に伴つて行なうこととなる
らゆる支出（即ち、核撤去、労務者退職金支
払、米軍の移動等の費用を含む）は日本側が
支払う320によつてカバーされる即ち、日
本側の支払う320があれば米側が沖縄の復
帰そのものに伴つて行うこととなる支出は十
分カバーされるということを述べることと
たいとの提案にすぎない（復元補償のため
信託基金設立のための拠出もそれに含まれる）
旨述べた。（弁護人側は、それではまったく
当然のこととで何も大げさに騒ぐことはないで
はないかと述べ、井川大使より、仰せのとお
りであるので、自分は内文は了承した次第を

る旨回答)。

これに対し弁護人側は吉野証言(注:米側の提案は日本側の感情には事実にも著しく反していたとするもので、吉野大使は米側提案①②と④を混同して証言された感もある。)とくに違つてゐる旨追及したが井川大使より、当該電報は自分(井川)がスナイダーと会談を行ない、自ら決裁を行つて発行したものであり、吉野証言は記憶ちがいが何らかの誤解に基づくものであると推察される旨確言した。

(5) 往電第559号の別電については、その説明はなし得ざること、すでに25日の証言及び26日付東京地裁に対する外務省回答において明らかにされているところであるが、その趣旨につき種々質問があり、特に信託基金を設立するということについては、弁

該会議録
取扱注意

昭和46年6月9日在仏大使
外務大臣あて電信第877号2の
解釈について

昭和46. 2. 9
アメリカ局北米第一課

1. 第877号2の表現

「次に、「ロ」長官より、65の便述につき日本政府のリベラルな解釈を期待するとの発言があり、これに対し、本大臣よりできる限りのリベラルな解釈をアシュアードする旨述べた。」

2. 本件交渉経緯に関する2月6日衆議院予算委員会における愛知大臣答弁(質問者: 安井議員(社)、速記録より)

「・・・同時に、そういう場合になるべくよろしく頼みます、とまあ日本語で申せば(2字抜けて)ちょっと肝心なことなんですが、日本語で申せば、向うは、よろしくそういう場合に頼みますといい、どちらが、これは今後の御相談で話を煮詰めてまいりましょう。こういうくだりは当然ある・・・」

3. Liberal 及び assureの字義

(1) Liberal

法律や規則の liberal な解釈というコンテキストで使われるときには、「字義にとらわれない」(not literal, not restricted to the literal meaning)ないし「厳格でない」(not strict or rigorous)との意で使われることが多い。

同様のコンテキストで使われる flexible とか free とかに比べて、法律や規則の解釈において弾力性や、その時々の情勢についての適応を追及するあまり、該当条項の本来の意図から離反するというまでのニュアンスは乏しく、むしろ、あまりに字義どおりの解釈はしない一方、該当条項の本来の意図からは外れない、という程度の語感を持つていると思われる。この意味では、本件のコンテキストでは、地位協定の本来意図する範囲内で、いたづらに先例にとらわれずに解釈して行く、という程度のニュアンスといえよう。

(2) Assure

大別して、(1)自信をもつて述べる、真摯な態度で述べる (state with confidence to, declare earnestly to)、(2) 謂合う、肯定して安心させる (inform or tell positively, reassure, give confidence, encourage)、(3) 保証する (pledge or promise, promise as a thing that may be depended on)、(4) 確実にする、確保する (make sure or certain, ensure, secure, confirm) の意があるが、guarantee, ensure, secure 等に比べて、約束することによりそれを履行する義務を生じる、とのニュアンスは乏しく、むしろ自信をもつて、あるいは真摯な態度で方針を述べることにより、相手に安心感を与えるとの心理的ニュアンスが強いと思われる。かかる心理的ニュアンスからみれば、相手の要求に対して、これに答えることを誓つたとか、約束したとかの義務履行のニュアンスよりも、むしろ「よろしくお願いします。」に対して、「わかりました。」といつたやりとりのふん団気をあらわすものであるといえよう。

参考

1. Liberal

(1) 研究社新英和辞典

「とらわれない」、「字義にとらわれない」。

(2) Random House Dictionary

"not strict or rigorous" "not literal" ex.
a liberal interpretation of a rule

(3) Webster English Dictionary

"not restricted to the literal meaning, not
strict"

2. Assure

(1) 研究社新英和辞典

自信をもつてい、請合う、確信させる、

保証して安心させる、保証する、確實にする

確保する。

(2) American College Dictionary

(1) "declare earnestly to"

(Random House Dictionary: "state with
confidence to")

(2) "inform or tell positively", "give con-
fidence", "encourage"

(Random House Dictionary: "encourage"
"reassure")

(+) "convince, as by promise or declaration"

(Random House Dictionary: "pledge or
promise")

Shorter Oxford Dictionary: "promise as a
thing that may be depended on")

(+) "make sure or certain" "ensure", "secure"
"confirm", "render safe or stable"

(Shorter Oxford Dictionary: "make sure the
possession or reversion of")

アメリカ局長

取扱注意

問 1 今般の秘密電報漏洩事件に対する大臣の所見如何

答(1) わが方の関心事は、外交上の秘密は十分に守られなければならないということであり、判決そのものについて外務省は論評すべき立場はない。

(無論これは所謂「秘密外交」を認める趣旨ではない。)

(2) 外務省としては、本件事件の発生もあり、省員に対し公務員として守るべき規律は守るよう夙に周知徹底に努めて来たところであるが、今後とも省内の綱紀の維持に意を用いて行きたい。

問 2 今般の判決は「密約」の存在を肯定している。

又判決中には請求権問題をめぐる交渉者の態度は違法ではないが、遺憾だと述べている部分もある。外務省はこの点どう考えるか。

答(1) いわゆる復元補償の問題について密約が一切ないことは、すでに昭和46年以來国会等で政府側が明らかにして来たとおりである。

(2) また、裁判長が何を、いかなる意味で遺憾といつたか詳かにしないが、事実の問題として請求権をめぐる交渉に遺憾なところがあつたとは思わない。

問3 今次判決の結果、外務省は対プレス関係を含め何らか反省するところはあるか。

答 外務省は夙に外交交渉に差支えない限りできるだけ外交政策等を報道関係者等に知らせるよう努力して来ており、今後も引き続き努力して行く。

問4 今回の判決は「知る権利」についての世論に押されたものだととも思うが、外務省は「知る権利」についてどう考えるか。

答 「知る権利」の内容が如何なるものか必ずしも明らかでないが、これが、たとえば外務省が外交政策等につきできるだけ国民に知らせ、その理解の上に立つて外交を推進すべきであるということであるならば、わが方は夙にその方向で努力しており、今後も一層努力して行く所存である。

(注) 判決は「知る権利」には言及していない。
報道の自由に対応する「知る自由」には一定の言及があつた。

問5 外務省は、秘密文書の数をへらす努力をして
いるか。

答(1) 秘密文書をできるだけ減らす努力を行つてお
り、秘文書が文書総数に占める割合は昭和46
年には26%であったが、47年は20%（48
年は22%であるが、これは石油問題等が影響
しているとみられる。）

(2) 他方、秘密文書の解除件数についても、昭和
45年までは1,500件内外であったが46年
は3,447、47年は3,636、48年は3,6
75となつてゐる。

問6 非公開外交文書の公開に関する検討はどうな
っているか。

答(1) 外交文書は、昭和20年まで公開されている。
(2) 戦後の外交文書の公開については、諸外国の
例も参考にして大体30年公開を目途として
意準備中である。（30年公開とすれば、昭和
51年8月頃昭和20年、21年分が公開され
ることになる。）

問 7. すべての外交文書が公開されるのか。

答(1) 原則として公開されることになる。
(2) しかし、諸外国の場合も一部の文書、即ち、
(1) 国の安全に関するものその他公開により國
利益を害するおそれのあるもの、(2)特定個人の
プライバシーに関するもの等については例外と
しており、わが国の場合もこれらは慎重に取り扱う必要ありと考える。

問 8. 先に仏来電第 877 号 2 は外務大臣が委員会の席上読み上げているが、同電 3.についても読み上げよ。

答 仏来電第 877 号 3 の内容は次のとおり。

「3. 請求権問題に関する「ロ」長官は、本大臣の書簡を必要とする旨述べたので、本大臣より、本書簡は公表されるものと了解してよろしきや、と念を押したところ、「ロ」長官は、行政府としては、できるだけ不公表にしておくよう努力する所存なるも、議会との関係でこれを発表せざるをえない場合も絶無ではないと答えた。

よつて、本大臣より本件書簡の表現振りについては、すでに東京において一応合意に達した旨連絡を受けてゐるが、これが公表される可能性があるというのであれば表現も、より慎重に考えたいと述べた。

「ロ」長官は、日本政府の立場も理解できるので、米側の法的な要件をみたしつつ、日本側の立

場も配慮した表現を発見することは可能と思う、
と述べた。」

(注) 本件資料は、検察側より裁判上の証拠として
裁判に提出したい旨申し出たに対し、弁護
側は拒否して電信文の押収を裁判長に請求し、
これに対し外務大臣より國の利益を害する
との理由により電信文の押収の受諾を拒否した
経緯がある。

問 9. すでに来電第877号2及び3の部分が読み
上げられた以上、本件電信の秘密指定は少くとも
右部分については解除すべきである。

答(1) 来電第877号については、その形式及び内
容のすべてが公知のものとなっているか否か確
認されておらず、従つて秘密にしておくこと
意味がなくなつたとはいえない状況にあり、そ
の秘密指定は解除していない。

(2) 当該来電については、2及び3の内容を明ら
かにした。

しかし、(イ)会談の出席者氏名、(ロ)尖閣諸島に
関する部分のうち、米国と台灣との関係に言及
している点、(ハ)その他電信用紙の形式、電信番
号、配布先等の問題があり、電信文自体の解除
は行つていない。

(3) 読み上げた部分は本件電信文の当該部分と全
く内容は同一である。

(4) 電信文自体の解除は行わないが、外務省より

捜査当局に提出した来電の内容は提出しうる。

(右資料と来電の相違は、前述(2)(イ)、(ロ)が前者では削除されているほか、(ハ)の形式の違いがある。それ以外の点ではテニヲハまですべて同一ではないが、内容は全く同一である。)

問九

往電二通の解除の理由如何。また来電を解除しない理由如何。

外務大臣より用後内閣秘

答(1)

往電二通は、国会において横路議員より電文らしきものを提示しての質問において、右が電信文と同一のものなることを確認すべき旨の要請があり、その後院内において同議員よりこれら二通の電信文写の提示があつて、~~自分アメリカ局長~~が持つていた電信文原義と照会の上同一のものであることを確認したものである。従つて往電二通はかかる経過を経て、そのテキストの形式及び内容のすべてが公知のものとなつたことを確認したので、これを秘密にしておくことの意味がなくなつたために秘密の指定を解除したものである。

(2)

来電についても、横路議員はその写らしきものを掲げて質

問したが、その提示に応じなかつたので、その形式及び内容

12 秘

のすべてが公知のものとなつてゐるか否か確認されておらず、従つて秘密にしておくことの意味がなくなつたとはいえない。状況にあり、外務省としてその秘密の指定を解除していいない。外務省より提出した來電の内容（四十七年四月十九日文書課長名で捜査當局に提出したもの）は、一部分を除き來電の内容と同一のものである。へ主たる相違点は、(1)会談の出席者氏名及び(2)尖閣諸島に關する部分のうち、米国と国民政府との關係に言及している部分を削除している点であるが、その他は形式まですべて同一かと質問されれば、電信文については電信用紙の形式、電信番号、配布先等があり、また、テニヲハまですべて同一であるとは言えないが、内容は全く同一である。)

秘

31

問二十四 「来電を示し」というのは、秘密が解除されていないものと検察側が持っているということでありえないことなのではないか。

答 仮想電第八七七号については、同電が漏洩している事実は新聞の写真掲載等で確認されていたので、検察側に對し右を提示した次第であるが、同電自体は極秘の指定を解除されておらず、従つてこれを公判の場で提出することはできない。

1. 320 內訛

$$2. 320 = 316 + 4,$$

$$3. 320 = 300 + 20,$$

$$(70 + 50 + ?)$$

1. 400 置入

2. Trust Fund

問二 三億二千万ドルは米資産引継ぎと説明しているが、条文のとおり説明の要あり。

答 三億二千万ドルの主たる内容は、資産の引継ぎで一億七千五百ドル程度、退職金負担で七千五百万ドル程度、核の撤去などを考慮して七千万ドル程度となつていてる。

基本資料
2 沖縄本島の軍事施設
撤去方法

問十七、七千万ドルの核撤去費用が一種のつかみ金額というのはまさしく四百万ドルを含むことの証左である。

答(1) 三億二千万ドルについては、資産の引継ぎで一億七千五百万ドル程度、退職金負担で七千五百万ドル程度、核の撤去などを考慮して七千万ドル程度が適当であると判断したものである。しかして右のうち七千万ドルについては、協定第七条の規定において、沖縄の核抜き返還の義務が明確にされたのであるが、そのほかにも米側は復帰までに第三国軍人の訓練にあたる陸軍情報学校などを引き揚げることになること、更には、米国が沖縄の基地に投資した莫大な軍事資産は将来施設・区域を返還する際に無償で置いてゆくことになること等の事情もあり、米側からは多額の支払要求があつたのであるが、種々折衝の結果、右の核抜き返還の米側義務に対応する

ものを含め七千万ドル程度の支払につき妥結をみたものである。

(2) かくの如くこの七千万ドルの支払いはもともと積算の基礎などということになじまない性質のものであり、また、事柄の性格からしてもその内容を明らかにしないものであるが、高度の政治的判断、即ち、米側と支払についての合意に達して沖縄の早期復帰を実現するためには七千万ドル程度の支払は妥当であるとの決断により妥結したものである。

(3) しかして、復元補償の問題は、右七千万ドルを含む三億二千万ドルの支払につき妥結した後も未解決であり、その後折衝を重ねた結果、わが方の三億二千万ドルの支払のうち一定額が米国の復元補償の肩代りのために行なわれることには絶対同意しないとの主張が貫徹された次第であつて、七千万ドルに復元補償費四百万ドルが含まれているということは全くない。

22 総

(注) 三億二千万ドルが復元補償の問題に先立つて少なくとも実質的に解決されていることは、五月二八日付米文往電第一〇三四号²⁽¹⁾において「財政条項の³²⁰について大蔵大臣も同席の上総理の了承をえた」との記述がある一方、3においては復元補償の問題が依然解決をみていないことからも明らかであると思う。

23 総

問十九　日本が三億二千万ドル払うので米側も補償費の捻出が可能ではないかと言つたのはどういうことか。

答　交渉の過程で、米側が議会に対し予算要求を行なうことは困難な事情を述べたので、わが方より、米国が返還賠定上の義務を履行する限り、わが国が支払う三億二千万ドルをどのようない途に充てるかは、仮にその一部を復元補償の財源とする場合も含めて、わが方の了知するところではなく、たとえば、わが方の支払のうち、資産の移転を考慮した一億七千五百万ドルの如きは、米国がこれをいかようにも使用しうる金であるので、米側において復元補償を行なう用意さえあれば、格別新に財源を搜さなくても済む問題ではないがとの趣旨をもつて反論したことを見すものである。

25

問二十　「問題は実質でなく形式である」との言明は、実質については既に秘密の合意で解決しているという前提がなければ成り立たないではないか。

答(1)　密約が一切ないことは既にしばしば説明しているところである。

(2)　「問題は実質ではなく、アピアラーンスである」というスナイダー在京米公使(当時)の発言の趣旨は、米側は、日本側の主張どおり、復元補償費を支払うこととするので、その点は実質的に問題はないのであるが、議会に対してはこの件につき予算要求をしないとの言質をとられているので、米側による復元補償支払を議会に対し説明しやすい形にするよう何か工夫したいといふにあつたと解しており、何ら矛盾はない。

26
秘

〔(3)〕 へ後日、米側は、わが国が支払うこととなる三億二千万ドルのうち四百万ドルは米国の復元補償費の支払のための基金に充當する旨の書簡をわが方から発出することを提案越したが、わが方は、米國が協定上の義務を履行する限り、三億二千万ドルをどう使うか、また復元補償の現実の財源をどこに求めるかは米国の国内問題であり、日本側の関知するところではないとして米側要請を断わつた次第である。

〔(3)〕 なお、「せつかくの³²⁰かうまくいかず³¹⁶とくろ端敷となつては对外説明が難かしくなる」の件は、三億二千万ドルという額は既に説明したとおりの性質のものであつて（問二、問十七に対する回答参照）、四百万ドルと三億一千六百万ドルというようく分けられる性質のものではないことを強調したものである。

27 秘

問二十一 「財源の心配」云々は密約の存在を明確に証明しているではないか。

答 〔一問十九に対する答参照〕

秘

28

井川大使記入

より鹿取官房長あて別紙2の照会が行われ、これに対し、法務省とも協議の上、官房長発山本裁判長あて公信（別添3.）をもつて上記照会別紙記載の3項目（即ち①320決定の経緯、②70決定の経緯、③往電第559号別電についての逐語的説明）について公表を行うことは承諾しない旨回答済みであつた。

以上の前提に立つて弁護人より、証人は

320=316+4? 「316がまずきまつて、それにタガ上乗せされ320になつたという経緯はない」

監検察側尋問の際には述べている。しから

320=300+20? は、300というものが決まつて、それに

20が上乗せになつたというような経緯があるかと追及した。これに対し井川大使より

り「そのような事実はない」旨応答した後

26日付東京地裁あて外務省回答において、

5

かかる交渉の具体的な内容について証言を行なうことはできない旨明確にされていたことを失念していた、従つて右発言はとり消すこととしたが、裁判長において右発言の次第については然るべくお取りはかられたい旨裁判長に要請。これに対し裁判長は笑いながらうなづいていた。

④ 弁護人側は、316プラス4で320となつたことはないということは交渉の具体的経過であるにもかかわらず証言できる理由は何ふと問うたのに対し、井川大使より、この点はすでに国会で応答がなされているので、秘密ではないと考えた次第なる旨応答。これに対し弁護人側より、300に20が上乗せになつて320になつたということもについても、昭和47年4月3日の衆議院予算委員会における福田外務大臣（当時）

6

発言があるではないか、検察側尋問に対し
ては具体的交渉の中身に立ち入つて 316
プラス 4 という経緯はなかつたことを証言
しつつ、弁護側から 300 プラス 20 とい
う経緯はないかという質問に対しては交渉
の具体的経過であり、秘密であるといつて
証言を拒否するのはふに落ちないとの追及
があり、これに対して井川大使は、当該予
算委員会議事録からも明らかだとおり、福
田大臣は、自分が大蔵大臣であつた時点に
おいてはそのような考えをもつていたこと
を述べおられるにすぎず、また同じ議事録の別の箇所ではつきりと「300 に
ついて合意されたことはない」との趣旨を
述べおられる等指摘し応酬、結局具体的
経過を明らかにすることを求める弁護側
質問に対しては明確に証言を拒否した。

7

(4) 次いで弁護人側より、70についても 50

70 = 50 + 20 にて 20 が上乗せになつたというような経緯

があるのでないか、この点については昭

和 46 年 1 月 29 日衆議院調査委員会に

おいての議事録に福田当時外務大臣がその

ような趣旨の証言を行なつているが、どう

かとの追及があり、これに対し井川大使よ

り、高度の政治的判断による 70 というも

のに内訳がないことはすでに述べたとおり

であるが、それ以上のことは交渉の具体的

経過に属するものであるとして証言を拒否

した。

(4) 滞洩電報の具体的文言及び内容に即しての

質疑応答。

(1) 米あて往電第 1034 号については検察

側及び弁護人側尋問を通じて井川大使は、

往電案に書かれている文言の一々について

8

吉野下條延え

3

日本側の態度を知つている交渉当事者の感じと、それ以外の一般の米国人の感じ方は必ずしも同じではないだろう。議会筋は満足しなくとも当事者にとつては有難いことある〇う。

○(愛知大臣が、せつかくの320が316といふ端数になつては困る、といつてゐる意味は何か。)

320といふのは民生資産引継分175、軍労務者退職金関係75、核抜き等で70といふことである。しかして175と75の方は積算の根拠のある数字であるが、70については、事柄の性質上、米側においても核弾頭何発で撤去費がいくらという風に明らかにしえない性質のものであり、もともと積算の

基礎といふように馴染まない数字であ

る。従つて、米側が、対議会説明の必要上、

320を二つに分けて316+4とし、4の

部分は復元補償費の財源とする旨を明らかに〇

すれば、あたかも320が175+75+4〇

+66であるかの如く考へられ、しかば「66

といふのは、端数でもあるし、いかにも積算

の基礎がありそうに見えるが、一体何だろ？」

ということになり説明がしにくくなる。米側

が何か320を316と4の二つの部分に分

けて書くといふようなことを言い出しそうな

感じたので、それを察知した大臣が早手

回して、一つ釘を刺したわけである。

○((1971年6月3日付、及び6月13日

付ワシントン・ポスト、1969年6月3日

320=316+4
と
9
と
4

吉野下條延え

4

12

るいは大臣が既に明らかにしているから秘密でないといふような取り上げ方をしているが、外交交渉は全体が一つのパッケージとなり、個々の問題はそれぞれに関連を有しているの○で、部分的に秘密である秘密でないと論ずることにはあまり意味がない。少なくとも交渉が妥結するまでは相手の了解がない限り交渉経過を明らかにすることはできない。

○(財政条項について、証言によれば米側は5億ドルないし6億ドルに及ぶ莫大な軍事資産を沖縄に残していくこともあり、当初はたいへん高いことをいつていたのが、日本側が種々折衝した結果3億2千万ドルで妥結したとのことであつた。しかし、本当は3億ドルということで詰合ひがついていたのではないか。

320=300720

12

13

公に出来ない理由があつて、核抜き関係の50
70=50+20が70にふくれたのが真相ではないのか)

本件については主として大蔵省と米国財務省の間で交渉が行なわれていたものであり、自分はこまかい数字の経緯については知らない。

13

問七 四百万ドルについての説明は、四百万ドルについての合意があることを示すものではないか。アメリカ側の不満とは何か。

答(1) 軍用地復元補償問題に関するわが方の立場は一貫して、(1)本件はあくまでも米側の責任において支払われるべきものであり、わが方がこれを肩代りすることは絶対に同意しえざること、及び(2)事柄の性質上、米国による復元補償支払いの額度額について日本側は合意しえないということであり、結局この主張が貫徹されて、米国はいわゆる譲和前補償と均衡を失しないよう復元補償を支払うことに合意したのであって密約は全くない。

(2) (1)復元補償は米側が支払わなくてはならない事情かは、米国が個々の請求額を査定したうえでなければ判明しない性質のものであり、これを予め四百万ドルに抑えるとい

つた密約は一切存在しない。)

米側は、(1)復元補償は米側が支払わなくてはならない事情と(2)他方米国譲会に対し「見舞金」については予算要求しないという言質をとられている事情、をいかに調和させるか、苦慮していた時期であるとも思われ、そのような時期に日米開話会の内容が洩れることは、対譲会対策の観点からも認めず好ましくないとして強い不満を表明していたものである。

外務省

文第215号

昭和49年4月19日

監視庁刑事部捜査第二課長 殿

外務大臣官房文書課長

沖縄返還交渉関係電信漏洩事件の関係
電信内容の参考資料としての提出につ
いて

昭和46年6月9日在仏大使発外務大臣あて
電信第877号の内容を別紙のとおり提出いた
します。

付属添付

愛知大臣より

本大臣とロジャース長官との会談は、9日午前
9時半より約2時間にわたり、当地、米大使館で
行なわれたが、会談中沖縄返還協定関係について
の要旨以下のとおり。

1. 背頭、ロジャース長官より、若干の点につい
てお話をしたいとして、まず、尖閣諸島問題につ
き、国府は、本件に関する一般国民の反応に対
し、非常に憂慮しているが、本件について日本
政府がその法的立場を害することなく、なんら
かの方法で、われわれを助けていただければあ
りがたいと述べ、たとえば、本件につきなるべ
くすみやかに話し合いを行なうというようか意図
表示を国府に対して行なつていただけないかと
述べた。

これに対し本大臣より、基本的には米国に迷惑
をかけずに処理する自信がある。国府に必要
とあらば諒をすることとは差支えないが、その時
期は返還協定調印前ということではなく、ムダ

年の佐藤・ニクソン共同声明の例にならい、事後的に説明をすることとなろうと答えた。

2. 次に、「ロ」長官より、65の使途につき日本政府のリベラルな解釈を期待するとの発言があり、これに対し本大臣より、できる限りのリベラルな解釈をアシュアする旨述べた。

3. 請求権問題に関連して、「ロ」長官は、本大臣の書簡を必要とする旨述べたので、本大臣より、本書簡は公表されざるものと了解してよろしきや、と念を押したところ、「ロ」長官は、行政府としては、できるだけ不公表にしておくよう努力する所存なるも、議会との関係で、これを発表せざるをえない場合も絶無ではないと答えた。よつて本大臣より、本件書簡の表現振りについては、すでに東京において一応合意に達した旨連絡を受けているが、これが公表される可能性があるというのであれば、表現も、より慎重に考えたいと述べた。「ロ」長官は、日本政府の立場も理解できるので、米側の法的な要件をみたしつつ、日本側の立場も配慮した表

現を発見することは可能と思うと述べた。

4. 本大臣より、本日長官の返事をいただく必要はないが、返還協定の発効日を4月1日とすることを沖縄県民が一致して強く要求しており、日本政府としても、その事実に大きな関心を有するものであることをお伝えしたいと述べた。

これに対し「ロ」長官は、それは全く不可能ではないにしても、きわめて困難であり、過早に協定発効日を論ずることは議会の反対をまねくということも考慮しなくてはならない。しかしながら、沖縄県民及び日本政府の意のあるところを考慮したいと答えた。

5. 次いで本大臣より、調印日につき、わが方の国内事情を考慮し、／昨日もお話ししたとおり、ぜひとも17日に決めていただきたいと述べたところ、「ロ」長官は、本件については議会との関係上われわれとしては慎重にならざるを免ず、かかる観点からすれば、17日は決して最適の日とは思わない。しかし、日本側の事情を考慮し、17日調印にふみ切ることとした。

本日右を発表すること及び署名時間は、ワシントン時間午前8時、東京時間午後9時とする
ことに異議はないと答えた。よつて、本大臣より、本件は、今回の会談において自分が最も重
要視していた問題であり、17日調印にふみ切
られたことについては感謝する旨述べた。

昭和46年6月9日付
在仏大使宛 外務大臣あて電信第877号

2. 次に、「ロ」長官より、65の使途につき
日本政府のリベラルな解釈を期待するとの発
言があり、これに対し、本大臣よりできる限
りのリベラルな解釈をアシュアする旨述べた。

昭和46年6月9日第559号
総第09069号発電写

中山大使あて 福田外務大臣臨時代理発

沖縄返還交渉(請求権)

(限定配布)

吉野局長へ井川より、

1. 9日井川、スナイダー会談において、米側よ
り提示のあつた請求権に関する提案次のとおり。

(1) 冒頭米側より、鋭意検討の結果1896年
2月制定された「Disposition of trust funds
received from foreign governments for citizens
of U.S.」に基づき請求権に関する日本側
の提案を受諾することが可能となつたと述べ
た上次のとおり提案越した。

(1) 日本側第4条第3項案に次のとおり追加
する。

[Provided, however, that the total
contribution to be made under provisions
of this paragraph shall not exceed U.S.
dollars 4 million.]

(1) 前記 Trust Fund 設立のために、愛知大臣よりマイヤー大使あてに「日本政府は米政府による見舞金支払のための信託基金設立のため 4 百万米ドルを米側に支払うものである」旨の不公表書簡の発出を要とする。

本件書簡は米政府部内で General Accountants に対する説明上必要とされる場合に提示するにとどめられ、その場合も極秘資料として取扱うものであり、日本側に迷惑となるようなことはないことを assure したく、本件書簡がないと請求権に関する日本側の提案は受諾し得なくなる。

(2) Y 条に関する米側説明振りに関し、執ようには陰いさがられる際には、to pay for necessary expenses (including the establishment of Trust Fund for the ex-gratia payments to be made under Article 4) の趣旨を追記して説明せざるを得ないことを了承願いたい。

(2) 右に対しわが方より、前記(1)の趣旨については了承するも、(1)は米側内部の問題であり、かかる規定がなくとも米側はその支出を 4 百万に押えることができる筈)、協定に書く必要なく、かつ、不適当である、(1)についてはいかに confidential な書類であろうと資金源について書くことは全く受け入れ難い旨強く反駁した。

(3) 種々議論の後わが方より、(1)の但書削除及び前記(2)の書簡案として別電の案文を提示したところ、「ス」はこの案とも本国政府の訓令を越えるものであるとしつつも日本側の提案を本国政府へとりつぐ旨述べた。わが方より日本側としても政府部内で検討してみないと何ともいえないでの、至急愛知大臣と協議することとした旨述べ会談を了した。

2. 上記の次第につき別電日本側案につき大臣の御決裁を得たく、また、貴地においても米側より提起ある場合は前記わが方立場を米側へ強く説明の上説得ねがいたい。

別電とともに米へ転送した。

昭和46年5月28日第1034号
総番号28181号発電写

牛場大使あて 外務大臣発

沖縄返還問題（本大臣、マイヤー大使会談）

（限定配布）

28日行なわれた沖縄返還問題に関する本大臣、
マイヤー大使会談の概要次のとおり。

1. VOA、P-3、FEB0

(1) 本大臣より、今朝総理に対し郵政大臣同席の上交渉進行振りにつき報告するとともに、下記の点につき了承をえたとして、(1) VOAについては、総理及び郵政大臣ともようやく米局長より本日朝「ス」公使に示した線を納得した。(2)しかし、総理はこのためには本件とワン・パッケージをなしているP-3の那覇空港よりの移転が是非必要である旨強調し、(3)郵政大臣はFEB0につき米側の譲歩を極めて強く求めた。本日朝藤木電波監理局長より「ス」公使に示した案を米側が受け容れれば解決すると思う。

(2) 大使より、(1) VOA条文は現在までの妥協案に細部の文言の変更を加えれば受諾可能と思う旨、(2) P-3は未だ訓令がないが貴大臣のVOAとの均衡論はテーク・ノートする、(3) FEB0はニクソン大統領の一族に係ることでもあり郵政大臣が同意されないと誠に残念であると述べた。

2. 共同声明第8項及び財政条項

(1) 本大臣より、総理は共同声明第8項を協定に引用することは最も大事なことである。共同声明にあるものが協定に引用されないとことになると困ると強調したが、本大臣としても全く同意見である。なお、財政条項の320については大蔵大臣も同席の上総理の了承をえたが、ただし、3公社労務関係費、第8項のそれぞれいかに割りふるかは日米間で良く打合せ、対議会説明の喰違いなく必要以外の発言はせざるよう米側と完全に一致する必要がある旨全員一致で確認された。

(2) 大使より、米側としても国会における第8

項関係のやりとりは良く承知しており、何とか善処したいと考えている。また、財政交渉は順調に進んでいると思う旨述べた。

3. 請求権

本大臣より日本案を受諾されたしと述べたところ、大使より米側としては日本側の立場は良く分かり、かつ、財源の心配までしてもらつたことは多としているが、議会に対し「見舞金」については予算要求をしないとの言質をとられているので非常な困難に直面していると述べ、「ス」公使より第4条3項日本案の文言では必ず議会に対し財源に関する公開の説明を要求され、かえつて日本側が困るのではないか、問題は実質ではなく APPEARANCE であると補足しき。本大臣より重ねて何とか政治的に解決する方法を探求されたく、なおせつかくの3.20がうまくいかず3.16という端数となつては対外説明が難しくなる旨付言しあいた。

4. 防衛に関する取決め

(1) 大使より、日米両防衛当局の間の交渉はほ

とんどまとまつたが、その取決めについて両政府間の確認 (AFFIRMATION)を必要とする旨述べたので、本大臣より協定署名後安保協議委員会を開き右取決めを上程して双方の防衛関係最高首脳間で合意する方法は如何と尋ねた。大使より本国の訓令は正式の合意を取りつけるべしといふものであるが、大臣の御提案は検討するに値すると思う、ただし、署名の時期と協議委開催との間のギャップをいかにして埋めるかが問題であると述べた。

(2) 本大臣より、本28日9時より防衛庁長官、官房長官及び本大臣の三者で上記取決め案の実質について同意するとともに上述の協議委開催案について申し合せをした旨披ろうし、当方提案の受諾を求めたところ、大使及び「ス」公使より議会に対し防衛問題がきちんと処理されていることを説明し得ないので困ると強調し、署名の日に「近く協議委において取決めを再確認する意向なり」との中間的な文章で解決できないかと示唆した。(本件もなお事務当局間で詰めることとした。)

5. 外資系企業

「ス」公使より、昨日沖縄において米企業側に対し本大臣書簡案を説明したところ相当の不満・不安はあるが大筋においては納得したと認められた旨説明、ただし、(1)保険会社、(2) IND AIRCO 及び(3)フェアチャイルドその他数社の原料輸入割当（「フ」社は通産省との間で在沖縄合弁企業設立方合意したが、生産開始にはなお相当期間を要し、その時になつての輸入割当確保が心配）の問題が残つてゐるので事務レベルで引き続き検討したいと述べた。（同公使は在京米商工会議所は在沖米企業説得に非常に尽力していると付言。）

6. プレス対策

(1) 大使より、最近施設・区域の表や企業に関する書簡案等が紙上に漏れ本国政府も迷惑しているが関係者によろしく御注意願いたいと述べたので、本大臣より、実は自分も困つており常々よく注意しているが日本のプレスは容易に防ぎきれない、しかし最善の努力を尽すと述べた。

(2) 本日の会談については協議の後、「会談によつて未だ若干の懸案（P-3、VOA、請求権等）が残つてゐることが認められたが、銳意あゆみ寄りの努力を続けることとした。他方OECOの閣僚会議に出席するロジャーズ国務長官とパリで会うこととなつたのでその際仕上げを行なうこととした。よつて署名日は6月15日以降に延びることとなろう。」と説明することとした。

沖縄に転報した。

沖縄返還協定交渉電報漏洩問題

機問機答追補

取扱注意

昭和四七年四月十一日
衆議院
約
局

問 政府は、沖縄返還協定には一切密約はなく、秘密外交はやらぬ
いというが、今般公にされた外務省の電報によれば、少なくとも
交渉の最終段階において不公表書簡の発出が日本側でも考慮され
たことは事実であり、むしろ米側が公表の可能性があるといふの
でわが方が難色を示したというのが真相ではないのか。もし米側
が不公表を保証すれば、政府は書簡を発出したのではないか。また、書簡の内容が密約でないのであれば、何故そのように不公表
にすることに固執したのか。

(注) 六月九日の井川・スナイダー会談においては、不公表
の前提で書簡案が検討されている事実が電報に言及され
ており、また、愛知・ロジヤーズ会談の電報には、愛知
大臣より「本書簡は公表されるものと了解してよろし

きや」と念を押し、「公表される可能性があるというのであれば、表現も、より慎重に考えたい」と述べた」旨記されている。

答 77 御指摘の書簡案は、結局発出されることなく終わり、交渉の最終結果とは無関係なものであるので、米側の立場もあり、その詳細を明らかにすることは差し控えたいが、いずれにせよ、本件書簡案は、復元補償支払に関する米側政府部内の処理についてのものであつて、日米間の約束といつた性格のものではなく、したがつて、「密約」と呼ばれるようなものでは〔〕ない。

なお、わが方が書簡の内容を不公表とすることにとくに固執し

たといふ事実はなく、わが方としては、むしろ、米側内部の処理のための文書が後日なんらかの事情により公にされる場合には、その趣旨につき種種不必要的疑惑を招くことを懼念し、もしかかる可能性があるとすれば、書簡の発出自体を行なうべきではないと判断したものである。

（在沖米系企業の取扱いに関する愛知書簡は公表されてゐる。）
本件書簡も日本側に何もやましいところがないのであれば、最初から公表を前提として堂々と米側と交渉すべきではないかとの趣旨で遺及ありたる場合には（）

本件書簡は、米側より、米国政府内部のための文書として提案されたものであるので、一応そのようなものとして譲り合が行なわれていたものである。

大臣ブリーフ資料

沖縄返還協定第4条3項復元補償問題 (電報漏洩事件判決との関連について)

取扱注意

昭49.2.1
アメリカ局北米第一課

1. 事実関係

- (1) 軍用地に関するいわゆる復元補償漏れの問題については、沖縄返還交渉において日本側より解決方を米国に対して強く働きかけた結果、米側が「自発的支払いを行なう」という形で「解決すること」を約束に至った。
- (2) 野党側は昭和47年春の電報漏洩事件との関連で、漏洩電報中の交渉経緯から見て、本件復元補償の総額を4百万ドルに抑えこれを日本側が「返還協定第7条に基づく財政支出320百万ドルの枠内で肩代りするとの密約が存在するのではないか」と追及して来た。7月31日の本事件判決を契機として野党の右追及が再燃する懼れがある。

2. 対処方針

- (1) 政府は、上記野党の追及に対して一貫して、第4条3項に基づく米側の自発的支払いは、個々の事案について、いわゆる講和前補償の際に比し均衡を失しないように行なわれるものであり、総額いくらとなるかは予め確定し得ない。またこれを4百万ドルに抑えるなどとの立場を明らかにして来た。
- (2) 本件自発的支払いについては、47年後半以来、米側処理機関にて提起された申請を審査中であるが、個々の事案に関する事実関係の調査等に時間を要しており、未だ実際に支払いが行なわれるに至っていない。
- (3) 本件が再び野党により提起された場合には、ひき続コ上記(1)のラインにより答弁していく必要がある。

沖縄返還に伴う密約問題

アメリカ局

主要論点

1. 沖縄返還に際し協定上の支払の他施設改良工事費(6,500万ドル)、業務費(1,000万ドル)等の支払の密約があるといふが、如何:
6,500万ドルは復帰時及び復帰後の施設区域の整理、統合に必要な代替施設に対する米側の賃貸客である、日米間の約束ではない。業務管理費は地位協定に基づく米側が負担することとなつてゐる。日本側が肩代りして支払うことは全くない。
2. 米側が6,500万ドルの便途につき、日本側にて地位協定のリベラルな解釈を求め、日本側がこれを保証する旨約したといふ点が、如何:
施設区域整理のための工事費については、あくまで「地位協定の規定に従って措置されるべき」である。
リベラルな解釈とは、硬直的なものではない、すなわち、地位協定に合致する限り、基地の整理、統合に伴つて必要なとみなされた代替施設の建設費用負担を前向きに検討することはといった程度の意味である。
3. 岩国の施設改築は実質的な地位協定の変更ではないか。これも沖縄交渉時の密約ではないか。
地位協定24条2項に規定されており、岩国は旧軍施設が年数経過とともに提供自動喪失する「制限」になつたので、その改築、改修等を行ない、これを改めて提供するものである。これは、日本側の負担とされることは。

「代替の範囲」に関する政府統一見解

アメリカ局 安全保障課

1. 政府統一見解

・48年3月13日衆議院予算委員会における大平大臣答弁。

「地位協定第24条につきましては、先般来御説明申し上げたところでありますから、この際、政府としては、その運用につき原則として代替の範囲を超える新築を含むことのないよう措置する所存であります。なお、岩国、三沢の施設整備につきましては、右のとおり踏まえて、日米合同委員会に臨み、その決定を経て実施いたします。」

2. 論 点

(1) 大平答弁(政府統一見解)の内容:

- ① 地位協定24条の解釈については衆議院予算委員会でより答弁してきたことをふまえたもので、政府の解釈を変更したということはない。
- ② 施設・区域の提供は地位協定上日本側の負担とされているが、その運用に際し、施設・区域の整理・統合に伴て、必要とされる代替施設の建設(所謂リロケーション)のような場合や老朽施設の改築のようすの場合、原則として既存のものの範囲を超える規模の新規建築はないようにする。
- ③ 岩国、三沢の施設整備に要する経費については、前記の運用の方針をふまえて合同委員会を通じる日米間の細目調整を行ない、その決定をもって事業を実施する。

(2) 「代替の範囲を超える新築は含まない。」の意味:

地位協定上は既存の施設・区域内における建設工事であるにも、日本側ヒント安保条約の目的に照らし必要があると判断する場合は、日本側の負担でこれを行なうべきものと考えているが、わが国における施設・区域の存在が全体として整理・統合され、縮小されていく趨勢にあることをふまえ、個々の事案についても、全体としての傾向に沿って措置されることを建前としたいとの考え方から、個別に考慮されるべき事情がある場合を除き、原則として既存のものの範囲を超える新築はしない。ようにしていくとの方針を示したものである。

(3) 「代替の範囲」:

主として規模を基準とするが、その他の点もケース・バイ・ケースで配慮に入る。

3. 予算措置

(1) 48年度予算 — 総額 10億円

三沢関係 — 老朽化した既存の隊舎10棟 $5,129 m^2$ をとりこなし、
(3.45億円) 同面積で 1 棟の隊舎を建設する。
岩国関係 — 老朽化した既存の隊舎にかけて隊舎 2 棟約 7,800
(6.55億円) m^2 を建設する(取壊し隊舎については、最終的対米調整とします。)

(2) 49年度予算 — 総額 7億1900万円

三沢関係 — P-3 の岩国爆行場からの移駐に伴う既存の各納庫
(3.01億円) の所要の改修。
岩国関係 — 老朽化した食堂の改築及び電力施設、水道施設の改修
(4.18億円) (48年度に措置された隊舎の改修に伴う電力施設、
水道施設の新設工事を含む。)